

KEIRIN

この記事は競輪の補助金を受けて実施した調査事業の成果です。



激烈な競争が予想される土地市場

上海万博では、省エネ意識の高まりから幅広くLED照明が採用され、会場内では約15億個ものLEDを使用、室内照明の光源の約8割がLEDであつたという。

上海市経済和信息化委員会電子通信産業処の朱偉華副処長によれば、このLEDは、主に上海市にある三思会社の製品とのことである。三思会社は93年設立の国内最大規模のLED表示・照明産業メーカーで、製品は国際先端レベルに達しているという。

上海市では、05年に国家半導体照明プロジェクト産業基地となつて以来、すでに完結した産業チェーンを構築しており、特にLEDでは杭州や深圳をもしのぐ勢いである。09年9月に発表された「上海電子情報製造業ハイテク産業化行動計画推進案2009-2012年」では、今後LEDを新要表示分野の重点発展分野とすることを明確にしている。上海市第12次五カ年計画では、LED産業における計画生産額は1000億元に達するといわれ、上海の新たな経済成長軸になるよつた。

ここ数年、上海の土地市場での土地供給は逼迫しており、商業用地よりも住宅用地の供給が不足している。このため、万博会場跡地の2次開発は多くのデベロッパーにとって絶好の機会となつており、プロジェクトの獲得に向けての激烈な競争が予想されている。パビリオン撤去後の万博跡地によって、上海の土地市場が大きく動き出すかもしれない。

(上海事務所長 後藤雅彦)

(注) 王道涵・元上海市長。中国対台湾交流窓口である海峡兩岸關係協会会長を務めていた05年12月に90歳で逝去

〔参考資料〕

- 上海頻道—人民網 <http://sh.people.com.cn/>
- 中国新聞網 <http://www.chinanews.com.cn/>
- 新華網 <http://news.xinhuanet.com/>
- 財新網 <http://www.caing.com/>
- 世博経済研究網 <http://www.iwee.org/index.html>
- 経済觀察網 <http://www.eeo.com.cn/>
- 網易世博 <http://expo.163.com/>

InterAqua 2011 第2回 国際水ソリューション総合展

第2回 InterAqua が2月16日(水)から3日間、東京ビッグサイトで開催!

株式会社 ICS コンベンションデザイン(東京都千代田区、代表者浅井 純一)は、第2回目となる「InterAqua 2011 第2回 国際水ソリューション総合展」を今年2月16日(水)から18日(金)の3日間、東京ビッグサイトで開催する。

InterAqua は、展示商談会とフォーラムなど併催企画からなる日本唯一の水ビジネスに関する総合展示会であり、水処理に関する素材、部材、装置など循環要素技術からプラント建設、運営・管理、サービスまで、海外・国内に事業展開を志向する様々なプレイヤーが参画する。アジアにおける水ビジネスと情報のプラットフォームを目指して、昨年の2月に第1回目が開催された。

第2回目となる本展は、76企業・団体・グループ116小間の出展があり、昨年の1.5倍の展示規模となる。民間からは「海外水循環システム協議会(GWRA)」のメンバー会社7社を始め国内から68社が出展。注目され始めたBOTビジネスに取り組む中小企業なども出展する。海外からは5カ国・地域8社の出展が予定されている。

NEDO 新エネルギー・産業技術総合開発機構ブースでは、昨年に引き続き、「省水型・環境調和型水循環プロジェクト」の中間成果報告として、水循環要素技術研究開発8件と水資源管理技術の国内外への展開に向けた実証研究としてフェーズ2、フェーズ3に入った7プロジェクトに加え、新規実証研究3件が発表され、新たな案件形成に波及することが期待される。アクラウンジと一体的に設置される日本水フォーラムのブースでは、「チーム水・日本」の行動チーム約20チームが活動報告を予定している。

今回は併催企画として会期、第1日目に「JDA Forum 2011」(日本脱塩会主催)、第2日目に「中国水網×InterAqua 日中水ビジネスフォーラム」(中国水網・ICS コンベンションデザイン共催)、最終日にはシンポジウム「水ビジネスの海外展開に向けた展望」(水の安全保障戦略機構主催)が開催される。いずれもホットなテーマを主題にしており、展示会有力バイヤーの来場促進とネットワーキング形成にもつながるものと期待されている。

なお、2日目の「日中水ビジネスフォーラム」の共催者である「中国水網」は、中国で最も権威ある水関連ビジネスと情報のネット上のプラットフォームであり、6万社の法人会委員と24万人の個人会員を擁す。今回のフォーラムには、日本側は「海外水循環システム協議会(GWRA)」と「日中経済協会」が、中国側は中華全国工商聯合会環境服務業商會(CESIA)が特別協力をする予定。中国の水ビジネス・マーケットとの新たなチャネル開発につながるものとして大きな期待が寄せられている。

(表2 広告関連記事)

土佐堀法律事務所
 弁護士・関西大学法科大学院教授 村上 幸隆

(4) 権利質権については、質権の設定地法を適用します (40条)。

5. 第6章・債権

(1) 契約当事者は、まず契約の準拠法を選択することができます。当事者が選択しない場合は、最も当該契約の特徴を表わす義務を履行する一方当事者の常居所地法、又はその他当該契約と最も密接な関係を有する法を適用します (41条)。前者は「特徴的給付の理論」と呼ばれるもので、国際的に通用している理論です。例えば、売買契約だと、売主の義務は目的物の引渡であり、買主の義務は金銭の支払です。この場合、買主の金銭支払義務は、どの有償契約でも共通のものであり、それ自体でその契約を特徴づけているものではありません。売主の目的物引渡義務があるから当該契約が売買契約であるといえるのであって、この目的物引渡義務が当該契約を売買契約ならしめている、ということがいえます。こうした場合に、特徴的給付を行う当事者側の法を適用する、売買契約であれば売主側の法律を適用するというのがこの考え方です。

日中間取引で、日本が買主、中国が売主であれば中国法が適用されることとなります。ただし、売買契約に関しては、「国際物品売買に関する国際連合条約」(ウィーン売買条約、CISG)が適用されますので、注意が必要です (7.で説明)。

(2) 以上の契約に関する基本的規定を受けて、消費者契約と労働契約に関しては、特別の規定を設けています。消費者契約と労働契約に関して特別の規定を置くのは、各国の国際私法に共通の傾向で、日本の「法の適用に関する通則法」においても同様に特別の規定を設けています。

① 消費者契約には、消費者の常居所地を適用します。ただし、消費者が商品・サービス提供地法の適用を選択した場合や、事業者が消費者の常居所地において関係経営活動を行わなかった場合には、商品・サービス提供地法を適用します (42条)。

② 労働契約には、労働者の勤務地 (労務提供地) 法を適用します。労働者の労務提供地の確定が困難な場合は、雇用企業の主たる営業地法を適用します。労務派遣には、労務派遣地法を適用することができます (43条)。

(3) 不法行為〔侵権責任〕については、不法行為地法を適用します。ただし、当事者が共通の常居所地を有する場合は、共通の常居所地法を適用します。例えば、中国国内で日本に常居所地を有する者同士の間で不法行為があった場合には、日本法が適用されます。不法行為発生後、当事者が合意により準拠法を選択した場合は、その合意によります (44条)。

(4) 製造物責任については、被害者の常居所地法を適用します。被害者が加害者の主たる営業地法、損害発生地法の適用

を選択し、又は加害者が被害者の常居所地にて関係事業活動を行わなかった場合は、加害者の主たる営業地法、又は損害発生地法を適用します (45条)。この場合、日本の「法の適用に関する通則法」18条では「生産物」、すなわち「生産され又は加工された物」である一次産品を含みますが、中国の場合はそれを含まないと解されます。

6. 第7章・知的財産権

(1) 知的財産権の帰属及び内容については、保護が求められる地の法を適用します。これは「属地主義」、「保護国法主義」と呼ばれる立場で、「保護が求められる地」は、利用行為＝侵害行為がなされる地という意味です。つまり、中国国内で侵害行為をされた場合に、中国の人民法院で保護を求めるのであれば、中国法が適用されます (48条)。

(2) 当事者は、合意により、知的財産権の譲渡及び使用許諾の準拠法を選択することができます。当事者が選択しない場合は、本法の契約に対する関係規定を適用します (49条)。

(3) 知的財産権に対する不法行為責任については、保護が求められる地の法を適用します。当事者は、不法行為発生後に裁判所所在地法を合意により選択することができます (50条)。

7. 注意すべき点

以上のように、本法によって、中国との取引に関する準拠法の定めがかなりの程度明確になったといえます。本法の規定内容及び本法にかかわらず、中国に関わる取引について、実務上特に注意すべき点を挙げておきます。

(1) 日中間の売買契約に関しては、本法または日本の「法の適用に関する通則法」の規定に関わらず、CISGが適用されます。従って、特に契約で準拠法を定めていなければ、CISGによって規律されることになります。ここで、契約において準拠法を指定する場合は、注意しなければなりません。すなわち、例えば日本法を準拠法と指定した場合には、CISGはそのまま日本法の一部になっているため、日本の民法・商法等の民事関係法が適用されるのか、あるいはCISGが適用されるのかを明確にしておかないと、後で混乱する原因になります。中国法を準拠法とした場合も同様です。

(2) 中国の現地法人 (合弁会社、独資会社等) が中国国内で取引する場合に、日本法を準拠法とすることはできません。中国の日系現地法人同士の取引であれば、日本法を準拠法とすることは便宜であると考えられますが、中国法人同士の取引に関しては、中国では涉外性がなく、外国法を準拠法として指定する理由にはならないと考えられています。